

○厚生労働省告示第四百二十号

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十八年厚生労働省告示第二百五号（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第二十六条第一項に規定する）を、

厚生労働大臣 小宮山洋子  
表検疫所の項中、「小樽市港町五番三号」を、「小樽市港町五番二号」に改め、同表都道府県労働局の項中、「岡山市」の下に、「北区」を、「熊本市」の下に、「西区」を加え、「高千穂通二丁目一番三十三号」を、「橋通東三丁目一番二十一号」に改める。

○経済産業省告示第五百五十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があつたので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二日

経済産業大臣 枝野 幸男

名称	変更前	
	後	前
大陽日酸エンジニアリング株式会社	関西支店 大阪府堺市堺区大浜西町四	関西支店 大阪府大阪市西区鞆本町二丁目四番十一号

○経済産業省告示第五百五十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があつたので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二日

経済産業大臣 枝野 幸男

名称	変更前	
	後	前
大陽日酸エンジニアリング株式会社	関西支店 大阪府堺市堺区大浜西町四	関西支店 大阪府大阪市西区鞆本町二丁目四番十一号

○特許庁告示第十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

特許庁長官 岩井 良行

附則

- この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

特許庁長官 岩井 良行

定する手数料の納付を現金ですることができ、事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。  
平成二十四年七月二日

厚生労働大臣 小宮山洋子  
表検疫所の項中、「小樽市港町五番三号」を、「小樽市港町五番二号」に改め、同表都道府県労働局の項中、「岡山市」の下に、「北区」を、「熊本市」の下に、「西区」を加え、「高千穂通二丁目一番三十三号」を、「橋通東三丁目一番二十一号」に改める。

第二号を次のように改める。

二 本邦通貨の金額

- 千三百三十五・フラン 十一万三百円
- 十五スイス・フラン 千二百円
- 二百スイス・フラン 一万六千六百円
- 百スイス・フラン 八千三百円
- 三百スイス・フラン 二万四千九百円

附則

- この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百七十号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百一十一号）第九十条第二項の規定に基づき、施設及び車両の定期検査に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十四年七月二日

施設及び車両の定期検査に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣 羽田雄一郎

施設及び車両の定期検査に関する告示（平成十三年国土交通省告示第七百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号八中、「き電線」を削る。

附則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー能力開発（登録研修機関第十五号）から代表者の氏名を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。  
平成二十四年七月二日

代表者の氏名の変更

観光庁長官 井手 憲文

変更前	変更後
渋谷 正光	新保 稔

二 変更の年月日 平成二十四年六月二十六日

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社（登録研修機関第二十二号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。  
平成二十四年七月二日

研修業務を行う事務所の名称の変更

観光庁長官 井手 憲文

変更前	変更後
観光サービス事業部観光企画課	観光サービス事業部

二 変更の年月日 平成二十一年九月一日